

令和6年4月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和6年4月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（16名）

1 番	玉 造 一 雄	2 番	安 藤 和 利
3 番	山 中 悦 朗	5 番	宮 本 清 美
6 番	坂 本 正 行	7 番	鈴 木 茂
8 番	池 田 勇	9 番	境 政 一
10 番	大 塚 徹	12 番	原 範 子
13 番	池 田 治 和	14 番	田 内 一 郎
16 番	間 山 房 枝	17 番	立 花 紀 貴
18 番	高 橋 克 美	20 番	吉 川 弘

欠席委員（2名）

11 番	石 津 昭 彦	15 番	溝 口 竜 生
------	---------	------	---------

事務局職員（3名）

事務局長	岡 野 康 宏	局長補佐	菅 野 裕 之
主 事	山 本 宗 宏		

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
議案第5号 神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について
議案第6号 神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
議案第7号 農地利用最適化推進委員の定数について
議案第8号 現況確認証明願について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について

報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理
について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

第4 決議案第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

会 議 の 概 要

<開会：午後4時16分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は16名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和6年4月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、11番石津昭彦委員、15番溝口竜生委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に16番間山房枝委員、17番立花紀貴委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第8号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第1号、農地法第4条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第1号の申請人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。4月11日に現地確認をしまして、周辺は住宅が建っており、

担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様の更なるご審議を
よろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可についてを議題といた
します。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第2号、農地法第5条の規定による許
可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2
号の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のと
おりでございます。転用目的は資材置場ということで、売買による所有権の
移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。4月9日に現地を確認してまいりました。資材置
場で利用するというので、内容については事務局の説明のとおりです。
担当委員としては、問題ないかと思いますが、更なる委員のご審議をお願
いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、事務局よりご説明いたします。今回、承認を受けようとする議案第3号の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。砂利採取事業計画変更の事由は、不況で出荷が予定どおり進まなかったため転用期間を延長したいとのことです。延長しようとする期間は、砂利採取法の規定による認可を受ける期間で、許可日から1年以内となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。担当委員が本日欠席ですので、隣接委員の原委員に説明をお願いします。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。当該案件については、砂利採取事業が不況で出荷が予定どおり進まなかったため、事業計画変更申請にいたったもので、詳細については事務局の説明のとおりです。担当地区委員としては許可相当だと思われませんが、皆様の更なる審議のほどよろしくお願いします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第4号、農地法第5条の規定による許可の取消願について、事務局よりご説明いたします。今回提出された議案第4号の取消願は、令和6年1月23日に許可した案件であり、譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。取消事由は、太陽光発電設備を設置するにあたり、軟弱地盤による地盤改良費が予定以上かかり、収支が合わなくなってしまったため、許可の

取消をしたいとのことです。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第5号、神栖市農用地利用集積計画（案）の審議付託について
を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第5号、神栖市農用地利用集積計画（案）
の審議付託について、事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、
神栖市長より農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第
5条の規定に基づき、議案書に記載されている5筆について意見が求めら
れているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は議案
書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、議案第6号、神栖市農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取に
ついてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第6号、神栖市農用地利用集積等促進
計画（案）の意見聴取について、事務局よりご説明いたします。当該議案
につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第1
9条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている17筆について意見

が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は議案書記載のとおりとなっております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 次に、議案第7号、農地利用最適化推進委員の定数についてを議題いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第7号、農地利用最適化推進委員の定数について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、令和7年4月に予定されている農業委員会委員の改選に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の改正を行うため、神栖市長より農地利用最適化推進委員の担当する区域に基づく委員定数について、意見が求められているものでございます。定例総会に先立ち開催させていただきました説明会において、令和7年4月改選に伴います農業委員の定数につきましては、農業委員会法施行令第5条で定める基準により、14人となることについて、ご説明をさせていただいたところです。また、農地等の利用の最適化の推進に向けて、農業委員と連携して活動していただきます農地利用最適化推進委員の担当する区域に基づく委員定数につきましては、農業委員の定数と同様の人数が適正であるとのご意見もございました。つきましては、農地利用最適化推進委員の委員定数につきまして、農業委員と同様の14人とするのか、また、現状維持の15地区15人とするのかについて、ご協議をお願いいたします。以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。

<休憩：午後4時28分>

<再開：午後4時38分>

議長 休憩前にもどります。只今の事務局長の説明で決定いたしますか。

(「14人で同意します」の声あり)

議長 それではそのように決定いたします。

事務局長 事務局より再確認させていただきます。本案の農地利用最適化推進委員の定数については、委員会のご審議をいただきまして、農業委員と同数の14人とする事で市長部局に報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長 次に、議案第8号、現況確認証明願についてを議題といたします。坂本農地部会長に現地確認調査について説明を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。議案第8号、現況確認証明願の調査結果を報告いたします。現地調査日は4月22日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の大塚委員、原委員、境委員、別案件担当の間山委員、事務局2名と私の9名で行ないました。農地証明願番号1 息栖地内の農地の状況は、2筆のうち1筆は既にハウスが建っており、もう1筆は整地されていて、これからハウスを建てるような状態であり農地と判定いたしました。次に、非農地証明願番号1 溝口地内の農地の状況は、竹林となった荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号2 波崎地内の農地の状況は、進入路になっており狭小地であることから非農地と判定いたしました。以上であります。委員の更なる審議をお願いいたします。

議長 農地部会長の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号2の調査にあたっては、4月8日月曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、事務局2名と私の5名で行ないました。また、番号3ないし番号4の調査にあたっては、先程の議案第8号と同様に行ないました。最初に、番号1大野原地内の農地の状況は、建物が建っており非農地と判定いたしました。次に、番号2矢田部地内の3筆の農地の状況は、3筆のうち1筆が道路の一部に、その他の2筆は笹竹等の繁茂により荒地状態であり3筆とも非農地と判定いたしました。次に、番号3知手地内の農地の状況は、竹林等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号4波崎地内の農地の状況は、すでに建物が建っており非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年3月19日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年3月28日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年4月2日に届出があり受理しております。次に、報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和6年4月4日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法

第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、令和6年3月26日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。転用の目的は住宅地であり、売買による所有権の移転ということで、令和6年4月9日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき、神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお、受理件数は5件で、番号1、番号2につきましては、令和6年4月2日、番号3から番号5につきましては、令和6年4月9日に受理しておりますのでご報告いたします。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、日程第4、決議案第1号、農業委員会の法令順守の申し合わせ決議についてを付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の岡野です。決議案第1号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局よりご説明いたします。こちらにつきましては、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されております。こうしたことから、令和元年12月16日付けで、茨城県農業会議会長からも農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について、県内全市町村に文書が送付されているところでございます。この内容といたしましては、県内各市町村農業委員会総会においても、同様の決議を実施し、各委員が法令を遵守し公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努められるようするとともに、毎年1回以上、同様の取り組みを実施し、総会議事録に残すようお願いしたいとのことでございました。このため、今回も同内容の決議を実施するものであります。また皆様ご承知の

とおり、農業委員会法において秘密保持義務について規定があり、任期中及び任期満了後におきましても、「個人情報を含む職務上知り得た秘密については漏らしてはならない」とされておりますので、特にご留意をお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 続いて、間山農政副部会長より、決議文を読み上げていただきます。
間山農政副部会長。

農政副部会長 はい、農政副部会長の間山です。決議案第１号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について朗読させていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

１．農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第３１条の議事参与の制限、同第３３条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

２．農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和６年４月２２日、神栖市農業委員会、以上です。

議長 ただいま農政副部会長が読み上げたとおり、決議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、決議することと決定いたします。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和６年４月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後４時５２分>

神栖市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人